

# 速度取締り指針

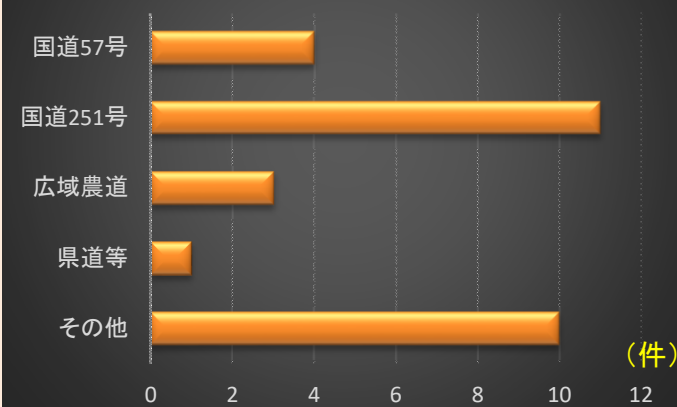
令和5年1月  
島原警察署

重点路線	重点時間帯	主な地区	規制速度
国道251号	07:00～12:00 15:00～21:00	島原市内	50km/h
国道57号	10:00～12:00 15:00～18:00	島原市内	50km/h
広域農道 (グリーンロード)	07:00～13:00 15:00～21:00	三会インター先～雲仙市境	50km/h

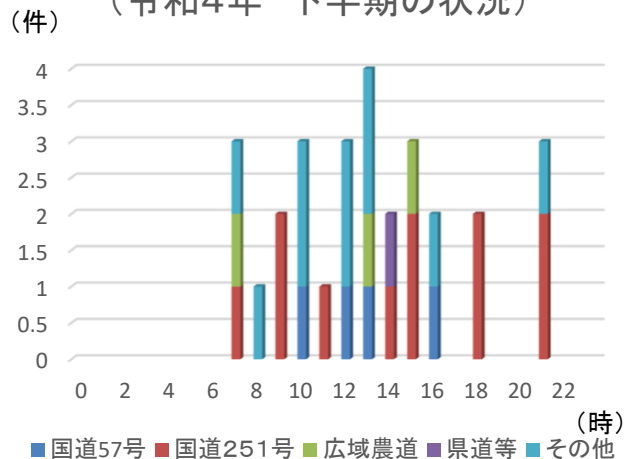
※ 重点以外の場所・時間帯であっても取締りを実施します。

## 1. 島原警察署管内における交通事故

路線別交通事故発生件数  
(令和4年 下半期の状況)



時間帯別 交通事故発生状況  
(令和4年 下半期の状況)



- 全件数(29件)のうち約半数(15件)が国道で発生している。
- 時間帯別では午前7時頃から午後9時頃までの間に広く分布している。
- 危険認知速度別に見ると、時速40キロ以上で危険認知し衝突した事故が8件発生しており全件数の27.6%を占めている。

- ▼ 幹線道路、特に国道251号線は島原市を縦断していることから、走行速度の抑制、交通事故時の被害軽減を目的として速度取締りを強化します。
- ▼ 広域農道は、がまだすロード(最高速度70キロ)から続いており速度超過に陥りやすく歩車道の区別がない区間もあることから危険防止のため速度取締りを強化します。
- ▼ ゾーン30区域など生活道路や通学路においても速度取締りを実施し、登下校児童や地域住民の安全確保を図ります。

## 2. その他の交通指導取締

- 危険性の高い横断歩行者妨害や交差点関連違反(一時不停止、信号無視等)、交通事故につながりやすい携帯電話使用等違反についても取締りを実施します。